

静情審第73号

平成27年3月23日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年1月28日付け福指第208号－3による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

特定の法人に対して静岡県知事が行った介護保険法に基づく事業者の指定取消処分に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第189号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事が、別記1の文書2及び文書4（以下、文書2及び文書4をあわせて「本件対象公文書」という。）につき、その一部を非開示とした決定について、非開示とされた部分のうち、別記2に掲げる部分を開示すべきである。

### 2 異議申立てに至る経過

(1) 平成25年10月28日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書の開示を請求し、同月30日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

静岡県〇〇市〇〇町〇番地の〇 介護保険事業所

介護付き有料老人ホーム袋井の憩

運営：〇〇〇〇

平成〇年〇月〇日指定取消に関するの

- ・ 発覚から取消しまでの経緯記録
- ・ 確認、聞き取りの記録
- ・ 審査、審議（会）の検討記録（議事録）
- ・ 厚生労働省への報告記録
- ・ 処理記録

(2) 平成25年11月11日、実施機関は、別記1の文書1から文書5までの文書（以下「対象公文書」という。）を特定した上で、文書2について条例第7条第2号、第3号ア及び第6号アに該当するとしてその全部を、文書4について条例第7条第6号アに該当するとしてその一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(3) 平成25年12月2日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月3日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、非開示とされた部分の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) まじめに事業を営んでいる事業者こそが保護されるべきであって、プライバシー保護などを理由に、不正な行為をした事業者の利益を擁護することは許されない。むしろ、被害が続出しないように公表されるべきだと思う。偽造文書は、事件の発端に関わる問題であり、不正の手口を公表して行政自らも襟を正すべきである。また、偽造に関する件は、公表された取消処分 of 理由に関するものであり、当社が当事者であることから、非開示とされる理由とはならない。
- (2) 情報開示を求めているのは、第三者を責めたり、担当者を責めたりすることが目的ではない。当社の損害は実に多大であり、その損害請求根拠とするため及び再発防止のために、偽造申請の調査に関する情報公開を求める。
- (3) 「当社が関知しない偽造の〇〇届出書や当社が記載された〇〇契約書」についての調査項目が知りたい。偽造申請に関して、〇〇〇〇（以下「特定事業者A」という。）の側のどのような供述があるのか、また、当社の人物が登場しているのか否かを知りたい。自社のことが書かれているのであれば、それを知りたいと思うのは至極当然のことで、当事者である限り、知る権利もあると考える。
- (4) 事業移管の申請が偽造に係るものであれば、申請自体が無効であり、元の事業者へ復活されることが通常であると考えますが、不正業者の指定取消処分だけを行い、元の事業者への復元が成されなかった理由が文書2に記載されているのか知りたい。
- (5) 公文書は公共的性格を有するという認識を基礎に作られた条例によれば、非開示情報に該当しなければ開示されるのが原則であり、非開示情報に該当するかどうかは、具体的に実質的に判断されなければならない。
- (6) 今回問題となっている行政活動の内容は、静岡県における介護保険制度のあり方そのものであり、静岡県に暮らす人々の生活、人権に直結するものである。行政は主権者のためにあるという原則に立ち、開示してもらいたい。
- (7) 仮に個人を識別できる情報が含まれるとしても、条例第7条第2号ただし書に定める「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」中の財産を保護する必要性が極めて高く、財産保護の必要性という点では個人のみならず、法人にもその保護が及ぶ必要性は強いものである。したがって、文書2の供述録取内容に異議申立法人に関わる情報が記載されている場合には、その情報は開示されなければならない。
- (8) 個人のプライバシーを侵害する可能性のある情報も含まれていても、それよりも開示することによって保護される利益が優越する場合には、開示されるべきなのである。保護されるプライバシー情報等は、介護保険事業の運営の健全性にとって支障となる行為を行った職員らの個人情報であるのに比較して、開示によって得られる利益は、文書2における虚偽情報の有無が確認できることである。社会福祉介護事業者(または、社会福祉事業を行う法人)にとって指定事業者となりう

るかどうかは、介護保険サービスを提供し、介護保険料の支払いを受けうる立場になれるかどうかという点で死活的な利益である。

- (9) 録取した公務員の職、氏名は、条例第7条第2号ただし書ウの公務員の職務の遂行に係る情報である。また、質問項目や質問内容は、公務員の職務の遂行に係る情報であって個人を特定することには直結しない。
- (10) 部分開示を認めた趣旨、目的から考えれば、求められている情報の中に部分開示可能なものがあるかどうか、特定の個人を識別できる情報を除くことによって開示できる情報がないかの検討を行わずになされた非開示決定は違法である。供述者の氏名、職名を非開示にすることによって、それらと切り離された供述内容から特定の個人の識別可能性があるのか、その供述内容中の特定部分を非開示にすることによって個人の識別可能性を消すことができないのかという点がほとんど検討されていないように思われる。
- (11) 供述者が異議申立法人に所属しない場合には、氏名、職名等の識別情報を非開示とすることにより、公にしても個人の権利、利益が害されるおそれがないのであるから、供述内容全文を非開示にする意義は乏しい。むしろ、最大限の開示を実現する観点からは、部分開示をすることが望ましい。
- (12) 虚偽申告や指定取消処分に関わる情報の公表は、特定事業者Aの悪質性を知る上で重要な情報である。このような情報は、同じ法人が営む他の事業所等を利用する可能性のある者にとって重要な情報である。虚偽申告や指定取消処分の理由となった事実を明らかにしないことによって保護される法人の競争上の利益は、法的保護に値する正当な利益ではない。むしろ、介護保険指定事業者についての監督制度を設けて「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう」に国及び地方自治体の責任を定めた介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の趣旨からも、虚偽申告により指定取消処分がされた法人の競争上の利益を保護することは許されることではない。
- (13) 実施機関のいう「他の法人の契約手続に関する情報、内部的な意思決定過程に関する情報」は、当該文書から考えれば、まさに異議申立法人の情報と考えられ、異議申立人本人に対する開示により競争上の正当な利益を害することはあり得ない。
- (14) 文書2は、条例第7条第3号ア、イに列挙された文書には該当しないのであるから、ただし書の該当性を検討するまでもなく、実施機関は開示の義務を負う。
- (15) 文書の題目、関与した公務員の職及び氏名、録取を行った場所及び日時を明らかにした場合に、録取を行った対象人数が明らかになるとは一概に言えない。仮に録取対象人数が明らかになったとしても、録取対象人数が明らかにならない場合に比較して、虚偽の答弁を指示することなどにより、正確な不正の事実等の把握を困難にし、適切な処分を行えなくなるおそれが増加するとは考えられない。そのようなおそれがあるというのであれば、不正の手口を供述した部分を特定して部分開示と

すれば足りることであって、実施機関の条例第7条第6号該当性に関する主張は意味のある反論とはいえない。実施機関の主張は、不正な手口が知られることによって適切な処分ができない「おそれ」を理由に、部分的な非開示で足りるかどうかを検討することすらせず、抽象的なおそれを理由に全面的な非開示を根拠づけようとするものである。

- (16) 処分要件に該当する事実を開示することによって、同種手口をまねされるおそれがあることや実施機関の監査を潜脱することにつながるという程度の漠然とした抽象的な支障のおそれを主張するにすぎず、具体的な支障の蓋然性が存在するものではない。文書4は、厚生労働省への報告記録中の具体的処分に直結する部分なのであるから開示されることによる支障のおそれよりも開示されることによって、悪質な業者の手口を公開することによって、今後、同種の違法行為を防止することに役立つ効果の方が大きく、開示の場合の利益と不開示の場合の不利益を比較衡量しても、開示によって得られる利益が大きく、文書4の処分要件として認定した事実を非開示とすることは認められない。
- (17) 異議申立法人は、指定取消等の処分を受けた事業者ではないし、不正を隠蔽するなどの悪質な事業者でもない。実施機関は、既に述べたように指定取消等の処分を受けた、不正を隠蔽するなどの悪質な事業者の利益を「競争上の正当な利益」として保護する必要を理由に文書を非開示にしながら、他方で、悪質な事業者ではない異議申立法人による文書4の開示請求に対しては、悪質な事業者の開示請求がなされたかのような理由で「不正を隠蔽し、監査対策を講じるなどの不正の助長、隠蔽を容易にするおそれの支障の程度が大きい」と主張して、開示を拒否しようとするのである。
- (18) 必要性がないことを理由に非開示にしたとの反論は、異議申立人の主張に対する反論になっていないだけでなく、実施機関に、公文書が公共的な性格のものであるという条例の基礎にある認識が欠けていることをはしなくも明らかにしたものととして重要である。実施機関が作成した公文書でも、実施機関が自由に開示の要不要を決定してよいものではないのである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 文書2は、録取対象者の氏名を付した上で当該者の発言内容が記載されていることから、全体として個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものである。
- (2) 指定取消処分を行った旨は、介護保険法の規定に基づく公示により、他の事例と同様の公表を行っており、供述者の氏名、発言内容などの文書2に記載された内容については、公示すべき事項に含まれていないため、公表はしていない。
- (3) 非開示情報に該当するか否かは、当該情報の当事者や利害関係人であるなどの開

示請求者の属性、請求理由、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容及び性質によって判断するものである。

- (4) 文書2には、指定取消処分を受けた法人及び他の法人の契約手続に関する情報、内部的な意思決定過程に関する情報等が含まれており、公にすることは、現に事業運営を行っているこれら法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示としたものである。
- (5) 監査において関係者への質問を行う際の対象者の範囲（対象人数も含む。）、質問項目の設定（質問内容、質問順も含む。）等は、不正の事実等を速やかに、かつ、正確に把握し、不正の隠蔽を防ぐための監査手法であり、極めて秘匿性が高いものである。これらを明らかにすることにより、事業者が監査対策を講じるなど、今後行う監査において、正確な不正の事実等の把握を困難にし、不正の隠蔽を容易にするおそれがあるだけでなく、不正の事実等の詳細な内容も明らかになることから、事業者の不正の手口が巧妙化するなど、他の事業者による不正の助長、隠蔽を容易にするおそれがあるため、文書2は非開示としたものである。
- (6) 文書2の題目、関与した公務員の職及び氏名、録取を行った場所及び日時を含めて全体を非開示としたのは、これらを公にすることにより、録取を行った対象人数が明らかになり、今後行う監査において、不正を行っている事業者が、供述録取の対象となり得る従業者、関係者等にあらかじめ虚偽の答弁を指示することなどにより、不正の事実等の正確な把握を困難にし、適切な処分を行えなくなるおそれがあるからである。
- (7) 文書4で非開示としたのは、不正の手段及び不正請求に係る不正の具体的内容、虚偽報告の時期、虚偽答弁を行った者及びその時期等であり、これを明らかにすることにより、不正を隠蔽したり、監査対策を講じるなど、他の事業者による不正の助長、隠蔽を容易にするおそれがあるからである。
- (8) 指定取消等の処分を受ける事業者は、実地指導において巧みに不正を隠蔽するなど悪質な事業者であり、文書4の非開示とした情報を公にすることにより、不正を隠蔽し、監査対策を講じるなどの不正の助長、隠蔽を容易にするおそれの支障の程度が大きいことから、非開示としたものである。
- (9) 実施機関では、おおむね2年に1回、事業所に対する実地指導を行い、指定基準違反、誤請求等を正しており、違法行為の防止が図られていることから、文書4の非開示とした情報までも公にする必要はない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書を見分した上で、非開示とされている部分の非開示情報該当性について審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件対象公文書の性質及び内容

介護保険法に基づく介護サービスの提供事業者となるには、都道府県知事等の指定を受けなければならない。指定を受けた事業者が居宅サービス事業等の運営を行うに当たっては、同法の定める人員、設備及び運営に関する基準に従わなければならない。

そして、指定を受けた事業者がこれらの基準を満たすことができなくなったとき、居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったときなど、介護保険法第77条第1項等に規定する処分事由（以下「処分事由」という。）に該当するときは、都道府県知事等は当該指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

本件対象公文書は、介護事業所を運営していた特定事業者Aが、偽造した指定申請書類を提出し不正な手段により指定を受けたことや監査において虚偽報告・虚偽答弁等を行ったことなどを理由として、実施機関から受けた指定取消処分（以下「本件取消処分」という。）に関する文書である。

ア 文書2について

実施機関によれば、介護保険法に基づく処分を行う際には、同法第76条第1項等の規定に基づく立入検査等の監査を行い、処分事由に該当する不正の事実の有無、当該事実に係る故意性、悪質性、組織的な関与の度合い等の確認を行っているとのことである。

文書2は、本件取消処分に関し、実施機関が特定事業者Aに対して行った監査の過程で、不正の事実等を確認するため、介護保険法第76条第1項等の規定に基づいて実施機関の職員が関係者に対して行った質疑応答の記録である。

イ 文書4について

実施機関によれば、処分相当の事案が確認された場合、厚生労働省からの通知により、指定取消し等の処分に係る手続を行う前に、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長（以下「介護保険指導室長」という。）宛て情報提供を行っているとのことである。

文書4は、介護保険指導室長宛てに事前に情報提供を行っていた事案に係る本件取消処分について、対象事業者、対象事業所、処分理由など、処分の結果を実施機関が介護保険指導室長宛てに報告した文書である。

(2) 非開示情報該当性について

ア 文書2

文書2を見分したところ、一部に例外はあるものの、「供述録取書」という表題が付され、職・氏名、日時、場所、供述内容並びに回答者（供述者）、質問者及び録取者の署名（押印）欄（以下「記載項目欄」という。）が設けられ、回答者署名欄に記載のないものや住所が付記されているものもあるが、おおむね、それぞれの記載項目欄にそった内容の記載が行われていた。また、欄外に、



削除、訂正又は挿入を行った旨及びその字数が付記されている頁もあった。

(7) 条例第7条第2号該当性及び条例第8条第2項の適用について

文書2は、供述者ごとに、職・氏名欄や回答者署名欄に氏名を記載した上で作成された質疑応答の記録であり、全体として、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

a 条例第7条第2号ただし書ア該当性

実施機関によれば、介護保険法に基づく処分を行った際には、同法第78条第3号等の規定により、処分の対象となった事業者の名称、事業所の名称及び所在地、処分年月日並びに事業の種類を公示すべきこととされていることを受け、実施機関において、これらの事項を静岡県公報及び静岡県公式ホームページへ掲載することとしているとのことである。

本件取消処分についても、通例どおりの公示を行ったとのことであり、他に供述者の氏名や供述内容等、文書2に記載された情報について公表された事実も認められないが、処分の対象となった法人の代表者をはじめとする従業員らに供述を求めることは通例であり、供述者の職・氏名欄及び回答者署名欄の記載のうち、特定事業者Aの名称並びに代表者の役職、氏名（印影部分を除く。）及び住所については、慣行として公にすることが予定されている情報に該当するものとして、開示が妥当である。

b 条例第7条第2号ただし書イ該当性

条例第7条第2号ただし書イに規定するいわゆる公益上の義務的開示は、個人に関する情報は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、「公にすることが必要であると認められる情報」については開示することを定めたものである。

文書2は、特定の事案に係る実施機関の監査過程で行われた関係人に対する供述記録であり、見分したところ、供述者が当該事案に関し特定事業者Aの事業運営等について知っている事実やその事実に対する供述者の意見等が率直に記載されていると認められるため、開示しないことによる利益は、そのような率直な個人の発言内容がみだりに公にされないことについての利益である。

他方、異議申立人は、開示されることにより、自社が被った損害の回復や悪質な介護事業者を選択することによる関係者の損害発生の予防を図ることができる旨の主張をしている。

確かに、介護事業者に対する行政処分に係る情報の公表は、処分を受けた当該法人が営む他の事業所を利用する可能性のある利用者等にとって、当該事業者の悪質性などを知る上で重要な情報である。

しかしながら、実施機関によれば、介護事業者に対する行政処分を行った場合、対象となった事業所や当該事業所を運営する事業者の名称、行政処分の年月日等の事業者選択に資する情報については介護保険法により公示することとされ、特定事業者Aに係る指定取消処分についても、通例どおり、静岡県公式ホームページ上で公表したとのことである。

上記のような文書2の性質や内容に加えて、実施機関が既に特定事業者Aの違反行為に係る一定の情報を公表し、その悪質性の一端が明らかになっていることを踏まえると、文書2に記載された情報を公にすることによる利益が非開示とすることによる利益に優越するとまではいえず、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

c 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

文書2のうち、質問者及び録取者の署名欄には、実施機関の職員の氏名が記載されており、関係者に対して質問を行ったり、供述内容を記録したりした公務員の職務の遂行に係る情報として、開示すべきである。

d 条例第8条第2項の適用について

条例第7条第2号に該当する情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、当該情報について、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているため、上記a及びcで開示すべきとした部分を除く非開示部分について、部分開示の可否を検討する。

まず、文書2のうち、①表題、②記載項目欄及び③日時、場所欄の記載（供述者の自宅等、個人が識別できる部分は除く。）並びに④余白行に記載された斜線等については、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

次に、供述内容のうち、供述者の回答部分については、特定事業者Aの事業運営等に関して供述者が知っている事実やその事実に対する意見等が率直に記載されているものと認められる。

したがって、供述者の回答部分のうち、①回答を表す略号（直後にコロンやピリオドが付されている場合はその部分も含む。）、②人定質問に対する特定事業者Aの代表者の回答部分及び代表者以外の供述者の回答のうち単に肯定の返事をしたにすぎない部分、③特定事業者Aの役員構成に関する質問に対する代表者の回答部分並びに④回答内容について欄外に削除、訂正又は挿入を行った旨及びその字数が付記された箇所については、公にしても供述者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため開示すべきであるが、その余の部分については、非開示が妥当である。

また、質問部分については、供述者ごとの特定事業者Aの事業運営等への関与の度合い等に応じた内容となっており、非開示が妥当とした回答部分と表裏の関係にある情報であるといえる。

したがって、質問部分のうち、①質問を表す略号（直後にコロやピリオドが付されている場合はその部分も含む。）、②人定質問（氏名が記載された部分を除く。）、③勤務開始時期に関する質問、④補足的な発言を促す質問、⑤特定事業者Aの代表者に対する特定事業者Aの組織についての質問及び代表者としての感想を求めた質問並びに⑥質問内容について欄外の削除、訂正又は挿入を行った旨及びその字数が付記された箇所については、公にしても供述者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため開示すべきであるが、その余の部分については、非開示とすべきである。

(4) その他の非開示情報該当性

本件処分では非開示とした部分について、実施機関は、条例第7条第3号及び第6号にも該当するとしているが、上記で条例第7条第2号に該当せず開示すべきとした部分（以下「2号非該当部分」という。）には、条例第7条第3号に関して実施機関の主張する法人の契約手続や内部的な意思決定に関する情報は含まれていない。

したがって、当審査会としては、以下、条例第7条第3号該当性については検討せず、条例第7条第6号該当性についてのみ検討する。

実施機関は、監査における供述対象者の範囲、人数、質問項目、質問内容、質問順序などは、不正の事実等を速やかに、かつ、正確に把握し、不正の隠蔽を防ぐための監査手法であり、極めて秘匿性が高く、これらを明らかにすることにより、事業者が監査対策を講じるなど、今後の監査において不正の事実等の正確な把握を困難にし、不正の隠蔽を容易にするおそれがあるだけでなく、事実の詳細な内容も明らかになることから、事業者の手口が巧妙化するなど、他の事業者による不正の助長、隠蔽を容易にするおそれがあるなどと主張している。

しかしながら、2号非該当部分を開示しても、特定の指定取消処分事案における供述聴取を実施した回数、時期及び場所、供述者のおおよその人数や通例含まれているであろう質問項目等が明らかになるにすぎず、実施機関の主張するような支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、2号非該当部分については、条例第7条第6号の非開示情報には該当しないため、開示すべきである。

## イ 文書4

文書4は、対象事業者、対象事業所、処分理由等、本件取消処分の結果を介護保険指導室長宛てに実施機関が報告した文書であり、特定事業者Aの指定取消理由のうち、指定申請書類の偽造の態様、介護給付費の請求要件を欠いていることの実態、監査の実施時期及び監査の対象期間並びに虚偽答弁を行った者の情報が、条例第7条第6号アに該当するとして非開示とされている。

監査の過程で行われる供述聴取の結果は処分理由を裏付ける重要な資料となる  
ところ、処分理由とされた行為に関与した者の氏名の特定につながりうる情報までもが公にされることになれば、被聴取者が率直な供述をしなくなったり、事実を隠したりするおそれが生じ、その結果、監査事務での正確な事実の把握が困難になるなどの支障が生ずるおそれがあるため、処分理由とされた行為に関与した者の氏名の特定につながりうる情報が記載された部分については、条例第7条第6号に該当し、非開示とすべきである。

しかしながら、その余の非開示部分については、既に公表されている処分理由が既に公表されているよりもやや詳しく記載されている程度にとどまり、公にしたことにより実施機関の主張する支障が生ずるおそれがあるとまではいえず、条例第7条第6号の非開示情報には該当しないため、開示すべきである。

### (3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、特定事業者Aの行為によって被った多大な損害の回復のために開示が必要であるとしたり、当事者である限り知る権利があり、自社の情報であれば非開示情報に該当しないなどの趣旨の主張をしている。

しかしながら、条例上の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的を問わず開示請求を認めるもので、開示、非開示の判断に当たっては、自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

## 別記

- 1 対象公文書（異議申立ての対象とされている文書は、文書2及び文書4であり、これらをあわせて「本件対象公文書」という。）

文書1 「〇〇〇〇」の指定取消関係 ○ 指定取消処分に至る経緯

文書2 供述録取書（関係者。全34枚）

文書3 介護保険法に基づく事業者の指定取消しについて（〇〇〇〇）

文書4 介護保険法に基づく事業者指定の取消しについて（通知）（平成〇年〇月〇日付け長指第〇号ー〇 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長宛て介護指導課長通知）

文書5 介護保険法に基づく保険給付に係る返還請求について（〇〇〇〇分）

- 2 開示すべき部分

文書2

- ・ 表題、記載項目欄（「職・氏名」、「日時」、「場所」、「回答者署名」、「質問者署名」及び「録取者署名」並びに「印」）
- ・ 職・氏名欄の記載のうち、特定事業者Aの名称並びに代表者の役職及び氏名が記載された部分（5頁、7頁及び10頁）
- ・ 日時及び場所の欄の記載（場所欄の記載については、20頁及び29頁の個人が識別できる部分を除く。）
- ・ 質問内容のうち、①質問を表す略号（直後にコロンやピリオドが付されている場合はその部分も含む。）、②1頁、5頁、10頁、15頁、23頁、27頁及び33頁の人定質問部分（15頁及び33頁については、氏名が記載された部分を除く。）、③勤務開始時期に関する質問（15頁、23頁、27頁及び33頁）、④補足的な発言を促す質問（4頁）並びに⑤特定事業者Aの代表者に対する特定事業者Aの組織についての質問及び代表者としての感想を求める質問（5頁及び9頁）
- ・ 回答内容のうち、①回答を表す略号（直後にコロンやピリオドが付されている場合はその部分も含む。）、②人定質問に対する特定事業者Aの代表者の回答部分及び代表者以外の供述者の回答のうち単に肯定の返事をしたにすぎない部分（5頁、15頁及び33頁）並びに③特定事業者Aの役員構成に関する質問に対する代表者の回答部分（5頁）
- ・ 供述内容欄の余白行に記載された斜線等及び欄外の削除、訂正又は挿入を行った旨及びその字数が付記された箇所
- ・ 回答者署名欄の記載のうち特定事業者Aの代表者の分（6頁（印影部分を除く。）及び9頁）
- ・ 質問者署名欄及び録取者署名欄の記載

#### 文書 4

- ・ 記の 2 (1) ア本文 3 行目 11 文字目から 4 行目 11 文字目まで
- ・ 記の 2 (1) イ本文 1 行目 14 文字目から 3 行目 20 文字目まで
- ・ 記の 2 (1) ウ本文 2 行目 10 文字目から行末まで
- ・ 記の 2 (1) エ本文 1 行目 31 文字目から 2 行目 26 文字目まで並びに 3 行目 2 文字目及び 3 文字目
- ・ 記の 2 (2) ア本文 3 行目 11 文字目から 4 行目 11 文字目まで
- ・ 記の 2 (2) イ本文 2 行目 13 文字目から 3 行目 4 文字目まで
- ・ 記の 2 (2) ウ本文 1 行目 34 文字目から 2 行目 29 文字目まで並びに 3 行目 5 文字目及び 6 文字目
- ・ 記の 2 (3) イ本文 2 行目 10 文字目から行末まで
- ・ 記の 2 (3) ウ本文 1 行目 31 文字目から 2 行目 26 文字目まで並びに 3 行目 2 文字目及び 3 文字目
- ・ 記の 2 (4) イ本文 2 行目 14 文字目から 3 行目 6 文字目まで
- ・ 記の 2 (4) ウ本文 1 行目 34 文字目から 2 行目 29 文字目まで並びに 3 行目 5 文字目及び 6 文字目

### 3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 26 年 1 月 28 日	実施機関から諮問書及び意見書を受け付けた。	
平成 26 年 2 月 20 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 26 年 4 月 21 日	審議	第 271 回
平成 26 年 5 月 26 日	審議	第 272 回
平成 26 年 6 月 23 日	異議申立人から補充意見書を受け付けた。	
平成 26 年 8 月 25 日	審議	第 275 回
平成 26 年 8 月 28 日	実施機関から意見書（2）を受け付けた。	
平成 26 年 9 月 19 日	異議申立人から補充意見書（2）を受け付けた。	
平成 26 年 9 月 29 日	審議	第 276 回
平成 26 年 10 月 27 日	審議	第 277 回
平成 26 年 11 月 17 日	審議	第 278 回
平成 26 年 12 月 22 日	審議	第 279 回
平成 27 年 1 月 28 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 280 回
平成 27 年 2 月 23 日	審議	第 281 回
平成 27 年 3 月 23 日	答申	第 282 回

#### 静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 271 回、第 272 回 第 275 回～第 282 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 271 回、第 272 回 第 276 回～第 278 回 第 280 回～第 282 回
中野 美恵子	静岡大学 副学長	第 271 回、第 272 回 第 275 回～第 282 回
望月 律子	静岡県看護協会 会長	第 271 回、第 272 回 第 275 回～第 282 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 272 回、第 275 回 ～第 282 回
山本 雅昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 271 回、第 272 回 第 275 回～第 278 回 第 280 回、第 282 回